

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟市

2. 構造改革特別区域の名称

新潟市国際創業特区

3. 構造改革特別区域の範囲

新潟市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

新潟市は、明治の開港 5 港の一つに数えられるなど、古くから港を中心とした港湾都市として日本国内はもとより、日本海側の対岸諸外国とも文化的・経済的交流を積極的に行ってきた。

また、通年では国内唯一のロシア・ハバロフスクとの定期航空路をはじめ、ウラジオストク、中国・ハルビン、上海、韓国・ソウルなどを結ぶ航空路線や、中国・韓国などを結ぶ定期貨物航路を有しており、日本海側の物流拠点としてのインフラが整備されている。さらに、昨年 3 月と 10 月には周辺市町村と合併し、平成 19 年 4 月に政令指定都市へ移行することを目指し、港湾・空港・高速道路など、恵まれた交通基盤を活かしながら国際都市として、地域の拠点性を確立するため、貿易の振興や地域経済の活性化に必要な基盤整備を進めている。

本市では産業の振興に向けて、日本海側の対岸諸外国と近接し、相互依存関係を深めているという地理的特性を活かし、外資系企業誘致事業を展開している。この外資系企業の進出によりもたらされる波及効果が、地域産業の活性化や国際化に果たす役割は大きいと期待される。

5. 構造改革特別区域計画の意義

(1) 計画のねらい

1990 年代初めのバブル経済崩壊以降、大手企業はもとより、中小企業の海外進出に拍車がかかった。それに伴い、この 10 年程の間に全国各地で産業の空洞化現象が深刻化してきている。この海外進出状況を見ると大手企業の場合、多国籍企業としての世界戦略の一環として進出しているのが一般的であるが、中小企業の場合は生き残りをかけて海外に進出するという面が大きい。「経済のグローバル化」が叫ばれるようになって久しいが、国内事情だけを考えて地域経済の振興を図ろうとしても、それだけでは産業の空洞化を止めることはできない。

したがって地方自治体として産業振興、雇用の確保の観点から対策を講じることが必要となる。外資系企業の進出により地域及び地域経済にもたらす直接・間接の波及効果は、経済面における地域産業の活性化や国際化はもちろん、社会や文化、教育など多方面にわたり、その果たす役割は大きい。新潟市としても、市内企業のグローバルな経済活動を支援する一方、外国企業を市内への呼び込みを促進するための支援策を研究し、構築する必要がある。

(2)外資系企業誘致がもたらすもの

外資系企業を誘致するという事は、先に述べた産業の空洞化を和らげ、地域経済の活性化を図ることにあり、そのメリットは以下のとおりである。

雇用の確保

外資系企業の進出により雇用面でプラスとなる。コールセンターなどもこの面でメリットが大きい。最近の傾向としてサービス業分野での日本への投資が増加傾向にあり、販売力の強化、事業拡大、サービスの向上等を理由に雇用を拡大しようとする外資系企業が多くなると推定される。

技術・経営ノウハウの導入

外資系企業の参入により、市内企業の競争力が強化されることが考えられる。品質・価格だけでなく、ブランド力・環境対応・サービスの違いなどからこれまでになかった考え方や商品が入ってくることで、競争を促進させる効果が生じる。更に、このような新たな技術や経営手法の導入により企業が発展し、優れた製品やサービスを消費者に提供できることで地域経済の活性化に繋がることが期待される。

6．構造改革特別区域の目標

地域経済の活性化を図るためには、産業振興、雇用の確保といった観点から地域内の既存の企業に頼るだけでなく、外資系企業の誘致を促進し、新たな産業を育成する必要がある、そのことを目標とするものである。

そのためには誘致や起業のための条件整備と支援策の構築が不可欠であり、海外から新潟市に進出しやすい環境を整備する必要がある。その手段として構造改革特区の認定を受けることにより、北東アジアにおける国際拠点都市としての基盤を固めるとともに、海外から企業を誘致するためのセールスポイントとしても活用するものである。

7．構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

新潟市では、平成 16 年度から積極的に外資系企業誘致に取り組んでおり、その一環として、同年 10 月には外国企業支店等の開設準備を行うビジネスマンへの在留資格付与(特例措置番号 509)を内容とする構造改革特別区域計画を申請して同年 12 月に認定された。現在までに、誘致活動を展開した結果として中国企業 3 社が新潟市内において会社設立又はその準備を行っている。なお、前述の特区は昨年 9 月に全国展開され 11 月に認定の取消しが行われた。

17 年度は、地域におけるビジネスチャンスを積極的に PR し、1 つでも多くの有望な対日投資関心企業を発掘することを目的に、友好都市であるハルビン市(黒龍江省)をはじめ長春市(吉林省)・瀋陽市(遼寧省)の中国東北地方 3 都市及び中国経済の中心都市である上海市において投資環境説明会を開催した。その結果、有望企業として食品関連企業 2 社が発掘され情報提供を行い、新潟市等が主催する産業見本市「新潟ビジネスメッセ 2005」や「食と花の国際見本市」への出展や視察のため招聘した。その際、企業訪問や市場調査などの支援を行い本市へ

の進出を働きかける誘致活動を展開した。

今後、構造改革特区として認定された場合、このほか、韓国・ロシアなど、日本海側の対岸諸国をはじめとする国々から新潟への企業誘致を促進する際、重要なセールスポイントとして積極的な企業誘致の展開が可能となる。

また、認定により、起業家や技術者、外国資本の導入を促進することができれば、地域内において新規雇用の発生や既存の地元企業にとっても新たなビジネスチャンスが期待できるなど、地域内経済の活性化が期待できる。

8．特定事業の名称

地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（５１２）

9．構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

〔外資系企業誘致事業〕

外資系企業の誘致を促進するために必要な条件や支援体制を強化し、企業の誘致や起業を図ることで産業の空洞化を阻止し、地域経済の活性化に繋げる。

助成制度（平成 17 年度開始）

外資系企業誘致を促進することにより新たな雇用の創出及び本市経済の活性化を図るため次の補助制度を設け、進出支援を図る。

事務所賃料補助

新潟市内に新規に事務所を開設しようとする外資系企業等に対し、審査の上、月額家賃の 1/2（限度額 5 万円，2 年以内）を補助する。

会社設立補助

新潟市内に新規に日本法人等を設立しようとする外資系企業等に対し、審査の上、設立登記費用（限度額 15 万円）を補助する。

投資環境説明会の開催

中国国内で投資環境説明会を開催して本市への進出を PR し、進出可能性企業を発掘する。有望企業へはセールス活動を積極的に展開する。中国語の企業誘致パンフレットを作成。

支援制度

アドバイザー制度

外資系企業等が新潟市内において法人設立等を行う際、諸手続きや市場調査、経営戦略の立案などについて、効率的にコンサルティングやサポートが受けられるよう法律、税務、経営、通訳、不動産などの専門家による登録制度を設け、進出支援を図るもの。